

会員規約(マジカルクラブカード用)一部変更のお知らせ

2019年3月25日をもって会員規約を変更させていただきます。

規約変更部分(赤字部分を追加もしくは変更)は下記の通りです。

KS-PL1901/S1_18-044

*赤字の部分が変更箇所です。

変更前

変更後

第5条 (クレジットサービス)

会員は、当社の指定する方法によりニッセンおよび当社が指定する店舗、施設等(以下あわせて「加盟店」といいます)において商品等の購入または役務の提供を受けること(以下あわせて「ショッピング」といいます)ができます。また会員は、当社の指定する方法により当社から金銭の借入れを受けること(以下「キャッシング」といいます)ができます。本規約において、以下、ショッピングおよびキャッシングをあわせて、「クレジットサービス」といいます。なお、当社の事務手続き上の都合により、クレジットサービスの利用が一時停止される場合があります。

第6条 (利用可能枠)

(1)当社は、当社の審査結果に基づき、会員のクレジットサービスの利用可能な金額の上限(以下「利用可能枠」といいます)を定めます。利用可能枠はショッピングとキャッシングで別々に定めます。各会員は当社が特に承認した場合を除き、これを超過するクレジットサービスの利用はできないものとします。会員は、利用可能枠の範囲内で繰り返し利用できます。なお、利用可能枠を超えて利用した場合でも、会員はその一切の債務について責任を負うものとします。

第7条 (支払方法)

(1)会員は、ショッピングの利用代金および手数料(以下「ショッピングの支払代金」といいます)、キャッシングの融資金および利息(以下「キャッシングの支払金」といいます)、ならびにその他本規約に基づく会員の当社に対する一切の支払債務を、毎月¹⁵日までに締め切り、翌月¹⁵日までに集計を終えた金額(以下「締切日残高」といいます)を基準にして、ショッピングで1回払いを指定されたときはその全額(①)、ショッピングで分割払いを指定されたときは第26条[表1]によって、ショッピングでリボルビング払いを指定されたときは第26条[表2]によって、キャッシングのときは第33条[表3]によつて各々算出された支払額(②)以下①をあわせて「返済金」といいます)を、翌々月³日(以下「所定日」といへ、金融機関が休日の場合は、翌営業日とします)に当社に支払うものとします。締切日残高に関する明細は、ご利用明細書送付時の書面または電磁的方法によりご確認ください。

(3)所定日から同月¹⁵日までの間に任意のお支払いがあった場合であっても次回返済日は繰り越さず、次回所定日において約定返済金額を口座振替されるものとします。

(4)毎月¹⁶日から次回所定日までの間に第26条、第27条、第33条および第34条に定める金員を充足したうえで、次回所定日に支払うべき金員の合計額を上回る支払いがあった場合、次回返済日は次回所定日の翌月に更新されるものとします。

第12条(期限の利益喪失)

(1) ②会員にとって商行為にならないショッピング利用に基づくショッピングの支払代金の支払いを遅滞し、当社が20日以上の相当な期間を定めてその支払いを書面で催告したにもかかわらず、その期間内に支払わなかつたとき
(2) 会員は、前項⑤ないし⑦のいずれかの事由に該当したときは、直ちに当社に通知するものとします。

第2章 ショッピング条項

第25条 (ショッピングの利用方法)

(4)毎月^{末日}をショッピングの支払代金の締切日とします。なお、当社の事務上の都合により、締切日が翌月以降になることがあります。
(5)換金目的の利用はできません。貴金属、金券類等の一部の商品については、ショッピングの利用を制限することができます。

第26条 (ショッピングの支払代金の算定方法等)

(1)会員は利用の都度、1回払い、分割払い、リボルビング払いのうちから支払方法を指定するものとします。また、あらかじめ会員から申出があり当社が認めた場合、以後の利用をすべてリボルビング払いに自動的に変更することができます。但し、いずれの場合も当社が指定する保険料、手数料、その他利用代金等の一部は、支払方法の指定はできず1回払いとなります。

④リボルビング払い
締切日残高を基準に原則として[表2]の「リボルビング払い、日々のお支払額算出表(例)」に定める各コースのうち会員があらかじめ選択したコースの弁済金をお支払いいただきます。会員が選択されたコースを当社が承認した場合は、承認されたコースをカード等送付時の書面および利用明細書でお知らせします。なお、当社がコースを指定する場合があります。入会後に当社もしくは会員の申出があり、相手方が承認した場合は、「表2」の各コース間もしくは当社が提供する他のコースへの変更ができるものとします。リボルビング払いの手数料率は、各コースとも実質年率20.0%以内でカード等送付時およびその後適宜書面でお知らせするものとします。弁済金には、締切日残高に対し月利を乗じて算出した手数料を含みます。なお、お支払日前にお支払いされた場合にも、その手数料を申し受けます。

[表2] リボルビング払い 月々のお支払額算出表(例)

締切日残高	3,000円コース	ゆったりコース	標準コース
1円～100,000円	3,000円	5,000円	10,000円
100,001円～200,000円	5,000円	5,000円	10,000円
200,001円～400,000円	10,000円	10,000円	20,000円
400,001円～600,000円	15,000円	15,000円	30,000円
600,001円～800,000円	20,000円	20,000円	40,000円
800,001円～1,000,000円	30,000円	30,000円	50,000円

※注 弁済金が上記の算出表の該当弁済金の額に満たない場合には、全額弁済となります。

(1)リボルビング払い 弁済金の具体的算出例)

3,000円コース選択の場合で締切日残高が50,000円であるとき

弁済金3,000円(表2による)※実質年率18.0%、月利1.5%の場合

うち、手数料充当分 50,000円 × 1.5% = 750円

元本充当分 3,000円 - 750円 = 2,250円

⑤支払い方法の変更

1回目の支払い期日の締切日前に、お支払い方法の変更を申出られ、当社が認めた場合には、1回払い分および分割払い分をリボルビング方式に変更できます。この場合、新たにリボルビング方式でお支払いいただく弁済金は、既存のリボルビング払い分の締切日残高(第7条(1)および変更した1回払い分、分割払い分(利用額全額)の合計額を基礎として計算します)。また、手数料も、その合計額に基づき計算します。

(2)返済所定日に返済をする場合(返済金を任意に一時に増額する場合、残元本・手数料・損害金等を一括して返済する場合を含みます。)は、手数料・遅延損害金を当社所定の計算方法で再計算の上、充当・精算するものとします。

⑥支払い方法の変更

請求確定日前までに、お支払い方法の変更を申出され、当社が認めた場合には、1回払い分をリボルビング方式に変更できます(あとりば)。この場合、新たにリボルビング方式でお支払いいただく弁済金は、既存のリボルビング払い分の締切日残高(第7条(1)および変更した1回払い分の合計額を基礎として計算します)。また、手数料も、その合計額に基づき計算します。

(2)所定日前に返済をする場合(返済金を任意に一時に増額する場合、残元本・手数料・損害金等を一括して返済する場合を含みます。)は、手数料・遅延損害金を当社所定の計算方法で再計算の上、充当・精算するものとします。

(6)第30条により会員が加盟店等の利用を取消した場合および当社が第31条の申出受付後に当該利用分に係る支払代金を受領した場合など、当社が会員へ返金する必要があるときは、その精算については当社所定の方法によるものとします。また、利用日から取消した日若しくは申出の受付日が属する締切日までの期間は、本条第1項に定める手数料が発生し、会員にこれに支払うものとします。

第5条 (クレジットサービス)

(1)会員は、当社の指定する方法によりニッセンおよび当社が指定する店舗、施設等(以下あわせて「加盟店」といいます)において商品等の購入または役務の提供を受けること(以下あわせて「ショッピング」といいます)ができます。また会員は、当社の指定する方法により当社から金銭の借入れを受けること(以下「キャッシング」といいます)ができます。本規約において、以下、ショッピングおよびキャッシングをあわせて、「クレジットサービス」といいます。なお、当社の事務手続き上の都合により、クレジットサービスの利用が一時停止される場合があります。

(2)会員は、クレジットサービスを日常の生計費に限って利用できるものとします。

第6条 (利用可能枠)

(1)当社は、当社の審査結果に基づき、会員のクレジットサービスの利用可能な金額の上限(以下「利用可能枠」といいます)を定めます。以下表の区分により各々定めます。各会員は当社が特に承認した場合を除き、これを超えるクレジットサービスの利用はできないものとします。会員は、利用可能枠の範囲内で繰り返し利用できます。本規約において、以下、ショッピングおよびキャッシングをあわせて、「クレジットサービス」といいます。なお、当社の事務手続き上の都合により、クレジットサービスの利用が一時停止される場合があります。

(2)会員は、クレジットサービスを日常の生計費に限って利用できるものとします。

区分	内容
①カード純粋	ショッピングの1回払いに係る利用可能枠
②ショッピング(分割・リボ)枠	カード純粋のうち、ショッピングの分割払いとリボルビング払いに係る利用可能枠
③キャッシング枠	カード純粋のうち、キャッシングに係る利用可能枠

第7条 (支払方法)

(1)会員は、ショッピングの利用代金および手数料(以下「ショッピングの支払代金」といいます)、キャッシングの融資金および利息(以下「キャッシングの支払金」といいます)、ならびにその他本規約に基づく会員の当社に対する一切の支払債務を、毎月¹⁰日締め切り、¹⁵日までに集計を終えて¹⁶日(以下「請求確定日」といいます)に確定した金額(以下「締切日残高」といいます)を基準にして、ショッピングで1回払いを指定されたときはその全額(①)、ショッピングで分割払いを指定されたときは第26条[表1]によって、ショッピングでリボルビング払いを指定されたときは第26条[表2]によって、キャッシングのときは第33条[表3]によつて各々算出された支払額(②)以下①をあわせて「返済金」といいます)を、翌々月³日(以下「所定日」といへ、金融機関が休日の場合は、翌営業日とします)に当社に支払うものとします。締切日残高に関する明細は、ご利用明細書送付時の書面または電磁的方法によりご確認ください。なお、第27条および第34条の遅延損害金は、当社の事務上の都合により、お支払いが翌々月以降になることがあります。

(3)所定日から同月¹⁶日までの間に任意のお支払いがあった場合であっても次回返済日は繰り越さず、次回所定日において約定返済金額を口座振替されるものとします。

(4)毎月¹⁶日から次回所定日までの間に第26条、第27条、第33条および第34条に定める金員を充足したうえで、次回所定日に支払うべき金員の合計額を上回る支払いがあった場合、次回返済日は次回所定日の翌月に更新されるものとします。

第12条(期限の利益喪失)

(1) ②会員にとって商行為にならないショッピング利用に基づくショッピングの支払代金の1回払いを除きます。)の支払いを遅滞し、当社が20日以上の相当な期間を定めてその支払いを書面で催告したにもかかわらず、その期間内に支払わなかつたとき
(2)会員は、前項⑤ないし⑦のいずれかの事由に該当したときは、直ちに当社に通知するものとします。

第25条 (ショッピングの利用方法)

(4)毎月¹⁰日をショッピングの支払代金の締切日とします。なお、当社の事務上の都合により、締切日が翌月以降になることがあります。

(5)ショッピング枠の現金化を目的とした利用(現行紙幣・貨幣の購入等を含みます)を禁止します。現金化が疑われる貴金属、金券類等の一部の商品については、ショッピングの利用を制限することができます。

第26条 (ショッピングの支払代金の算定方法等)

(1)会員は利用の都度、1回払い、分割払い、リボルビング払いのうちから支払方法を指定するものとします。また、あらかじめ会員から申出があり当社が認めた場合、以後の利用をすべてリボルビング払いに自動的に変更することができます。但し、いずれの場合も当社が指定する保険料、手数料、その他利用代金等の一部は、支払方法の指定はできず1回払いとなります。

④リボルビング払い
締切日残高を基準に原則として[表2]の「リボルビング払い、日々のお支払額算出表(例)」に定める各コースのうち会員があらかじめ選択したコースの弁済金をお支払いいただきます。会員が選択されたコースを当社が承認した場合は、承認されたコースをカード等送付時の書面および利用明細書でお知らせします。なお、当社がコースを指定する場合があります。入会後に当社もしくは会員の申出があり、相手方が承認した場合は、「表2」の各コース間もしくは当社が提供する他のコースへの変更ができるものとします。リボルビング払いの手数料率は、各コースとも実質年率20.0%以内でカード等送付時およびその後適宜書面でお知らせするものとします。弁済金には、締切日残高に対し月利を乗じて算出した手数料を含みます。なお、お支払日前にお支払いされた場合にも、その手数料を申し受けます。但し、利用日から最初に到来する10日の売上額日では、計算期間としません。なお、お支払日前にお支払いされた場合にも、その手数料を申し受けますが、請求確定日前に支払いがなされた場合に限り、当該支払日から所定日までの該当支払金に係る手数料は免除します。

[表2] リボルビング払い 月々のお支払額算出表(例)

締切日残高	3,000円コース	ゆったりコース	標準コース
1円～100,000円	3,000円	5,000円	10,000円
100,001円～200,000円	5,000円	5,000円	10,000円
200,001円～400,000円	10,000円	10,000円	20,000円
400,001円～600,000円	15,000円	15,000円	30,000円
600,001円～800,000円	20,000円	20,000円	40,000円
800,001円～1,000,000円	30,000円	30,000円	50,000円

※注 弁済金が上記の算出表の該当弁済金の額に満たない場合には、全額弁済となります。

(1)リボルビング払い 弁済金の具体的算出例)

3,000円コース選択の場合で締切日残高が50,000円であるとき

弁済金3,000円(表2による)※実質年率18.0%、月利1.5%の場合

うち、手数料充当分 50,000円 × 1.5% = 750円

元本充当分 3,000円 - 750円 = 2,250円

⑤支払い方法の変更

請求確定日前までに、お支払い方法の変更を申出され、当社が認めた場合には、1回払い分をリボルビング方式に変更できます(あとりば)。この場合、新たにリボルビング方式でお支払いいただく弁済金は、既存のリボルビング払い分の締切日残高(第7条(1)および変更した1回払い分の合計額を基礎として計算します)。また、手数料も、その合計額に基づき計算します。

(2)所定日前に返済をする場合(返済金を任意に一時に増額する場合、残元本・手数料・損害金等を一括して返済する場合を含みます。)は、手数料・遅延損害金を当社所定の計算方法で再計算の上、充当・精算するものとします。

(6)第30条により会員が加盟店等の利用を取消した場合および当社が第31条の申出受付後に当該利用分に係る支払代金を受領した場合など、当社が会員へ返金する必要があるときは、その精算については当社所定の方法によるものとします。また、利用日から取消した日若しくは申出の受付日が属する締切日までの期間は、本条第1項に定める手数料が発生し、会員にこれに支払うものとします。

第27条(遅延損害金)

会員がショッピングの支払代金を遅延した場合は、当該未払金に対し、支払期日の翌日から支払日に至るまで年14.6%を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。但し、商行為にならない場合(リボルビング払いは除きます)、当該未払金の残金全額に対し商事法定利率(年6.0%)を乗じた額を超えないものとします。

第31条(支払停止の抗弁)

- (1)
①1回払いおよび分割払いの場合で、1回のカード等の利用に係る支払総額が4万円以上であること
④日本国内での利用であること
⑤会員による支払いの停止が信義に反すると認められる場合でないこと

第3章 キャッシング条項

第32条(キャッシングの利用)

(3) 会員がキャッシングの取引(返済を含みます)をしたときは、貸金業法第17条1項ならびに第18条1項および2項の範囲内において、その都度その内容を通知します。但し、借入に関し、1ヶ月間の借入状況をまとめて通知することに同意した会員に対しては、1ヶ月間の借入状況を利用がなされた月の翌月末までに通知します。

第33条(キャッシングの支払金の算定方法等)

(1) キャッシングの支払金の支払方法は、残高スライド定額リボルビング払いのみとし、次の基準で算定した金額をお支払いいただきます。締切日残高を基準にして原則として「表3」「キャッシング 月々のお支払額算出表(例)」に定める各コースのうち会員があらかじめ選択し、当社が承認したコース、または当社が指定したコースの弁済金をお支払いいただきます。入会後に当社もしくは会員の申出があり、相手方が承認した場合は、「表3」の各コース間もしくは当社が提供する他のコースへの変更ができるものとします。

[表3] キャッシング 月々のお支払額算出表(例)

締切日残高	Sコース	Mコース
1円～50,000円	5,000円	9,000円
50,001円～100,000円	8,000円	9,000円
100,001円～150,000円	13,000円	13,000円
150,001円～200,000円	15,000円	13,000円
200,001円～300,000円	15,000円	18,000円
300,001円～400,000円	15,000円	23,000円
400,001円～500,000円	15,000円	23,000円

Mコースは締切日残高が500,000円を超えて600,000円までは月々のお支払額が27,000円となり、締切日残高が600,000円を超えて100,000円増すごとに月々のお支払額が5,000円ずつ加算されます。Sコースでお支払いの会員において、キャッシング利用可能枠が500,000円を超えた場合は、自動的にMコースに移行するものとさせていただきます。

*注 返済金が上記の算出表の該当弁済金に満たない場合には全額返済となります。

*注 該当弁済金が利息額に満たない場合には不足の利息額は翌月に繰り越されます。

*注 支払コースによっては、ご利用日・ご利用金額により、該当弁済金が利息額に満たない場合があります。この場合、不足の利息額は翌月に繰り越され元本への充当はなされません。該当弁済金が利息額を満たすまで同様の取扱いとなります。

(2) 各コースとも実質年率は、18.0%を超えないものとし、利息は1年を365日とする割計算を残償方式で行い、融資実行日の翌日から返済日までの日数に当社所定の利率を乗じた金額とします。返済所定期前に返済をする場合(返済金を任意に一時に増額する場合、残元本・利息・損害金等を一括して返済する場合を含む)は、利息・遅延損害金を本規約の定めに準じて再計算の上で、充当・精算するものとします。

(3) 利息は前項に加え、次のとおり計算するものとします。

- ①約定所定期における融資残高に対して、約定所定期の翌日から次回約定期までの日数に当社所定の利率を乗じた金額
②約定期前に支払いがなされた場合、当該支払における融資残高に対して、その翌日から約定期までの日数に当社所定期の利率を乗じた金額
③最終の支払いがなされた日から次回約定期までの間に新たな融資(以下、「追加融資」といいます。)がある場合は、最終支払日における融資残高に対して追加融資までの日数に当社所定期の利率を乗じた金額と、追加融資額を融資残高に加算した額に対して追加融資日の翌日から次回約定期までの日数に当社所定期の利率を乗じた金額

(4) 利率は金融情勢の変化等により変更することができます。

(5) 弁済金の具体的な算出例は、下記のとおりとなります。

利息の計算方法は、借入元金残高×借入利率×各回の利用日数÷365日とします。

【例】Mコース選択で、7月20日に100,000円ご利用された場合で、締切日残高が、100,000円であるとき

※実質年率17.95%の場合

うち、利息充当分100,000円×17.95%×45日÷365日=2,213円

元本充当分9,000円-2,213円=6,787円

(6) キャッシングの利用または契約内容の変更等に際してお届けする書面に記載される返済期間、返済回数、返済期日または返済金額は、その後のご利用、ご返済等に応じて変動することができます。また、約定期の翌日から同月15日までの間に任意のお支払いがあった場合であっても次回約定期は繰り越されないものとし、次回約定期において約定期返済金額を口座振替するものとします。

第34条(遅延損害金)

会員がキャッシングの支払いを遅延したときは、支払日の翌日から完済の日至るまで、年20.0%を超えない範囲で定めた割合による遅延損害金を、また期限の利益を喪失したときは、期限の利益を喪失した日の翌日から完済の日至るまで、キャッシングの支払金のうち未払元本の全額に対しても、同じ年率の割合による遅延損害金を支払うものとします。

第27条(遅延損害金)

会員がショッピングの支払代金を遅延した場合は、次の遅延損害金を支払うものとします。

- ①各支払方法において遅延した場合、当該未払金に対し、支払期日の翌日から支払日に至るまで年14.6%を乗じた額の遅延損害金。但し、商行為にならない場合(リボルビング払いは除きます)、当該未払金の残金全額に対し商事法定利率(年6.0%)を乗じた額を超えないものとします。
②1回払いまたはリボルビング払いにおいて、期限の利益を喪失した場合、期限の利益喪失の日の翌日から完済の日至るまで、当該債務の残額に対し、年14.6%を乗じた額の遅延損害金。
③分割払いにおいて、期限の利益を喪失した場合、期限の利益喪失の日の翌日から完済の日至るまで、当該支払代金の残額に対し、年6.0%を乗じた額の遅延損害金。

第31条(支払停止の抗弁)

- (1)
③分割払いの場合で、1回のカード等の利用に係る支払総額が4万円以上であること
④1回払いがないこと
⑤日本国内での利用であること
⑥会員による支払いの停止が信義に反すると認められる場合でないこと

第32条(キャッシングの利用)

(3) 会員がキャッシングの取引(返済を含みます)をしたときは、貸金業法第17条1項ならびに第18条1項および2項の範囲内において、その都度その内容を通知します。但し、借入に関し、1ヶ月間の借入状況をまとめて通知することに同意した会員に対しては、1ヶ月間の借入状況を利用がなされた当該期間の最終日から1ヶ月以内に通知します。

(4) 会員は、自らが「犯罪による収益の移転防止に関する法律」および同規則に規定する外国政府等で重要な地位を占める者またはその家族に該当する場合(該当した場合を含みます)、キャッシングを利用できません。該当する会員または該当することとなった会員は、その旨およびその国名と職名を直ちに当社へ申告するものとします。

第33条(キャッシングの支払金の算定方法等)

(1) キャッシングの支払金の支払方法は、残高スライド定額リボルビング払いのみとし、次の基準で算定した金額をお支払いいただきます。締切日残高を基準にして原則として「表3」「キャッシング 月々のお支払額算出表(例)」に定める各コースのうち会員があらかじめ選択し、当社が承認したコース、または当社が指定したコースの弁済金をお支払いいただきます。入会後に当社もしくは会員の申出があり、相手方が承認した場合は、「表3」の各コース間もしくは当社が提供する他のコースへの変更ができるものとします。

[表3] キャッシング 月々のお支払額算出表(例)

締切日残高	Sコース	Mコース	3コース	Lコース (利回り率)
1円～50,000円	5,000円	9,000円		
50,001円～100,000円	8,000円	9,000円		
100,001円～150,000円	13,000円	13,000円		
150,001円～200,000円	15,000円	13,000円		
200,001円～300,000円	15,000円	18,000円		
300,001円～400,000円	15,000円	23,000円		
400,001円～500,000円	15,000円	23,000円		

Sコースでお支払いの会員において、キャッシング利用可能枠が500,000円を超えた場合は、自動的にMコースに移行するものとさせていただきます。

*注 返済金が上記の算出表の該当弁済金に満たない場合には全額返済となります。

*注 該当弁済金が利息額に満たない場合には不足の利息額は翌月に繰り越されます。

*注 支払コースによっては、ご利用日・ご利用金額により、該当弁済金が利息額に満たない場合があります。この場合、不足の利息額は翌月に繰り越され元本への充当はなされません。該当弁済金が利息額を満たすまで同様の取扱いとなります。

*注 Sコース、Mコースおよび3コースは、ご利用の有無にかかわらず、月々のお支払額が変動します。

*注 Lコースは、新たにご利用がないときは、前回と同額のお支払額となります。

(2) 各コースとも実質年率は、18.0%を超えないものとし、利息は1年を365日とする割計算を残償方式で行い、融資実行日の翌日から返済日までの日数に当社所定期の利率を乗じた金額とします。返済所定期前に返済をする場合(返済金を任意に一時に増額する場合、残元本・利息・損害金等を一括して返済する場合を含む)は、利息・遅延損害金を本規約の定めに準じて再計算の上で、充当・精算するものとします。

(3) 利息は前項に加え、次のとおり計算するものとします。

- ①締切日残高に対して、所定期の翌日から次回所定期までの日数に当社所定期の利率を乗じた金額
②所定期前に支払いがなされた場合に、その利息を申し受けます。但し、請求確定前に支払いがなされた場合に限り、当該支払金に係る利息は免除します。
③所定期から次回所定期までの間に新たな融資(以下、「追加融資」といいます)がある場合は、締切日残高に対して追加融資までの日数に当社所定期の利率を乗じた金額と、追加融資額を融資残高に加算した額(次回請求確定前ににおける融資残高)に対して追加融資日の翌日から次回所定期までの日数に当社所定期の利率を乗じた金額を合算した金額

(4) 利率は金融情勢の変化等により変更することができます。

(5) 弁済金の具体的な算出例は、下記のとおりとなります。

利息の計算方法は、借入元金残高×借入利率×各回の利用日数÷365日とします。

【例】Mコース選択で、7月20日に100,000円ご利用された場合で、締切日残高が、100,000円であるとき

※実質年率17.95%の場合

うち、利息充当分100,000円×17.95%×45日÷365日=2,213円

元本充当分9,000円-2,213円=6,787円

(6) キャッシングの利用または契約内容の変更等に際してお届けする書面に記載される返済期間、返済回数、返済期日または返済金額は、その後のご利用、ご返済等に応じて変動することができます。また、約定期の翌日から同月15日までの間に任意のお支払いがあった場合であっても次回約定期は繰り越されないものとし、次回約定期において約定期返済金額を口座振替するものとします。

第34条(遅延損害金)

会員がキャッシングの支払いを遅延したときは、支払日の翌日から完済の日至るまで、年20.0%を超えない範囲で定めた割合による遅延損害金を、また期限の利益を喪失したときは、期限の利益を喪失した日の翌日から完済の日至るまで、キャッシングの支払金のうち未払元本の全額に対しても、同じ年率の割合による遅延損害金を支払うものとします。